

ケミトックス環境ニュース(Vol. 57)

2020年7月9日
株式会社ケミトックス
河戸淳仁

施行された EU の RoHS 指令のその後

環境規制情報発信サイト(1)

環境に関する法規制動向のみならず、規制に対しての化学物質管理に関する情報などを発信しているサイトがあります。今回は、このような環境に関する情報発信している有用なサイトについて紹介します。

まず、最初に【ケミマガ】を、そしてその後【ケミマガアーカイブス】について今回は、その概要を紹介します。

1.ケミマガとは？

ケミマガは、

- 1.海外の化学物質管理に関するサイトの新着情報、報道発表情報
- 2.国内の主な化学物質管理に関する進捗状況、報道情報

以上を、みずほ情報総研(株)環境エネルギー第2部 環境リスクコンサルティングチームが月2回(原則第1及び第3水曜日)無料で速報として配信するメールマガジンです。

各国政府等の公的機関等のホームページから発信された情報のリンクなどを掲載して発信しており、世界の化学物質管理に関しての動きを知ることができる便利なサイトです。海外、国内の動向は以下のようになっています。

- ・海外の化学物質に関する動向..... 欧州、米国、カナダなどの動向
- ・国内の主な化学物質に関する動向..... 化審法、化管法などの動向

このケミマガは、2004年度経済産業省化学物質管理課委託業務により運用を開始し、2005年4月からは、みずほ情報総研(株)の事業として配信しています。

ケミマガのサイトは以下をクリックすればアクセスができます。

<http://www.mizuho-ir.co.jp/publication/mailmagazine/chemimaga/>

そしてメールマガジンの配信を希望する方は、以下のサイトで登録を受付けています。

<https://reg26.smp.ne.jp/regist/is?SMPFORM=per-phnc-a7410acb17873457cbe25e0f2787515e>

登録すると以下のような様式でメルマガを受信することが可能となります。下記は、2020年7月2日に配信された例です。

●欧州化学品庁 (ECHA)

【2020/06/16】**・Resorcinol not identified as a substance of very high concern**→ <https://echa.europa.eu/-/resorcinol-not-identified-as-a-substance-of-very-high-concern>

ECHA は、6 月 10～12 日にかけて開催した加盟国会議 (MSC) において、人への内分泌攪乱作用を根拠として Resorcinol (CASRN:108-46-3) を高懸念物質 (SVHC) に指定するフランスの提案を全会一致で可決できなかったことを発表した。なお、MSC において当該物質が甲状腺攪乱影響を有することは認められており、今後の判断は欧州委員会においてなされることとなっている。

■ ■ ■
国内の主な化学物質に関する動向

●官報情報

【2020/06/18】**・省令「食品衛生法施行規則の一部を改正する省令 (厚生労働一三〇)」**→ <https://kanpou.npb.go.jp/20200618/20200618g00120/20200618g001200004f.html>
標記省令が掲載された。**【2020/06/18】****・告示「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件 (厚生労働二三八)」**→ <https://kanpou.npb.go.jp/20200618/20200618g00120/20200618g001200016f.html>
標記告示が掲載された。**【2020/06/24】****・政令「毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 (二〇三)」**→ <https://kanpou.npb.go.jp/20200624/20200624g00126/20200624g001260038f.html>
標記政令が掲載された。**【2020/06/26】****・告示「労働安全衛生法第五十七条の四第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件 (厚生労働二四五)」**→ <https://kanpou.npb.go.jp/20200626/20200626g00130/20200626g001300003f.html>
標記告示が掲載された。**【2020/06/30】****・告示「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件 (厚生労働二五一)」**→ <https://kanpou.npb.go.jp/20200630/20200630g00133/20200630g001330052f.html>
標記告示が掲載された。

●経済産業省・厚生労働省・環境省

【2020/06/22】

・確認を受けた年度の翌年度における用途の追加等に関する手続について（お知らせ）

→ https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/shinki/youtoutuika_yokunendo.pdf

少量新規制度及び低生産量新規制度により確認を受けた新規化学物質について、
確認を受けた用途以外の用途のために製造・輸入を行うことが必要になった
場合の手続きが掲載された。

●経済産業省・厚生労働省・消費者庁

【2020/06/26】 以下、省略

2.ケミマガ アーカイブスとは？

「ケミマガ アーカイブス」とは、みずほ情報総研(MHIR)が配信しているメールマガジン「ケミマガ」と独立行政法人 製品評価技術基盤機構が発行している「NITE ケミマガ」について、過去の配信情報も含めて国・機関別、ジャンル別に整理し、リストした便利なサイトです。

「ケミマガ」について詳しくは、以下↓をクリックすれば、過去の資料を閲覧することができます。

https://www.jcia-bigdr.jp/jcia-bigdr/chemimaga/chemi_maga_list?type=all&no=001&page=01

表1 に示すように“一覧表示(時系列順)”のみならず表2 に示すようにアクセスした画面の左側にある“国・機関別表示”や“ジャンル別表示”もあり、必要に応じて選んで表示すると目的とする情報が一覧表示され、便利に活用することができます。

表1 一覧表示(時系列順)されたケミマガの画面

更新日	ジャンル	国・機関	内容
2020/03/10	食品・化粧品・医薬品	欧州食品安全局 (EFSA)	飼料及び食品中の塩素化パラフィン類のリスクアセスメント案に対するパブリックコンサルテーションの結果を公表 【JETOC記事】
2020/03/10	法規制・インベントリ	EPA	PMN及びNOCの受領報告(2020年1月1日~1月31日)を公示(コメント提出期限:2020年4月9日) 【JETOC記事】
2020/03/10	有害性評価・試験法	EPA	EPAが開始するリスク評価のための手数料義務の対象となる製造業者を特定する予備的リストに対するコメント期間を延長(期限:2020年3月27日→5月27日) 【JETOC記事】
2020/03/10	セミナー・審議会・会合・資料公開	ECHA	CLP 物質の分類表示の調和化提案 (CLH) に関するパブリックコンサルテーション(対象:6物質、コメント提出期限:2020年5月8日) 【JETOC記事】
2020/03/09	有害性評価・試験法	米国疾病予防対策センター (CDC)	スチレンばく露による呼吸器系への長期的影響の評価を目的とするデータ収集を提案(コメント期限:2020年4月28日) 【JETOC記事】
2020/03/09	セミナー・審議会・会合・資料公開	米国カリフォルニア州	ペル及びポリフルオロアルキル化合物類 (PFASs) を含有するカーペット類及びラグ類の、より安全な消費者製品 (SCP) プログラム優先製品リストへの掲載を提案(コメント期限:2020年4月13日) 【JETOC記事】
2020/03/09	有害性評価・試験法	欧州食品安全局 (EFSA)	香料グループ評価72改訂2 (FGE.72Rev2) : FGE.05Rev3で評価された物質に構造的に関連する、脂肪族、分枝飽和及び不飽和アルコール類、アルデヒド類、酸類及び関連エステル類の検討に関する科学的意見書を公表 【JETOC記事】
2020/03/09	その他	欧州連合 (EU) 理事会	大気質の改善に関する結論を採択 【JETOC記事】
2020/03/09	ナノ物質	欧州委員会共同研究センター (JRC)	水中のマイクロプラスチックの測定法を特定し調和化させる目的で研究所間比較試験を開始 【JETOC記事】
2020/03/09	その他	欧州化学品庁 (ECHA)	業界向け実用ガイド「アーティクルのプラスチック材料への添加剤の使用の記述及び関連するばく露の推定」を公表 【JETOC記事】

表 2 国・機関別／ジャンル別表示

国・機関別表示			ジャンル別表示
国際機関(OECD等)		経産省	法規制・インベントリ
欧州	日本	欧州委員会	SDS・GHS
		英国	PRTR
		フランス	他省庁・自治体・研究機関
		ドイツ	国内その他
		オランダ	中国
		欧州その他	韓国
米国	(日本以外)	台湾	有害性評価・試験法
カナダ		上記以外のアジア	ばく露評価・作業者ばく露・消費者ばく露
オーストラリア	その他		リスク評価
ニュージーランド			手法・ツール
			セミナー・審議会・会合・資料公開

「NITE ケミマガ」について詳しくは以下をクリックすると過去の資料を閲覧することができます。

<https://www.nite.go.jp/chem/shiryo/chemimaga.html>

登録すると以下のような様式でメルマガを受信することが可能となります。2020年7月1日に配信されたその一例を示すと以下のようになります。

***** 【NITE ケミマガ】NITE 化学物質管理関連情報 第496号 2020/07/01 配信 *****
本メールマガジン【NITE ケミマガ】(NITE 化学物質管理関連情報)は、化学物質管理に関連するサイトの新着情報、報道発表情報等を配信するサービスです。 ----- 06/22～06/28 の更新情報 -----
●製品評価技術基盤機構(NITE)
【2020/06/30】
・令和元年度 政府による GHS 分類結果 164 物質(Excel、HTML)を掲載しました。
○分類結果 → https://www.nite.go.jp/chem/ghs/r1_list.html
○物質一覧リスト → https://www.nite.go.jp/chem/ghs/ghs_list.html
なお、日本産業規格(JIS)の改正に伴い、GHS 分類結果の記を変更しています。[PDF] → https://www.nite.go.jp/chem/ghs/pdf/ghs_format_supplementary_2020.pdf
●経済産業省・製品評価技術基盤機構(NITE)

【2020/06/26】

・新型コロナウイルスに有効な界面活性剤及び次亜塩素酸水を公表します(最終回)

○製品評価技術基盤機構(NITE)

→ <https://www.nite.go.jp/information/osirase20200626.html>

○経済産業省

→ <https://www.meti.go.jp/press/2020/06/20200626012/20200626012.html> 別ウィンドウで開きます

NITE は新型コロナウイルスを用いた候補物資の有効性評価結果の最終報告をとりまとめました。今まで公表済みの結果に加え、新たに2種の界面活性剤、及び一定の濃度以上の次亜塩素酸水が、新型コロナウイルスの消毒に対して有効であることが確認されました。

●官報情報

【2020/06/24】

・毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令(二〇三)

→ <https://kanpou.npb.go.jp/20200624/20200624g00126/20200624g001260038f.html>

標記政令が掲載された。

以下、省略